

平成23年3月4日

製品安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく
事業者団体等への指示について

1. 平成23年2月1日、「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が、総務大臣から、経済産業大臣の他、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣（消防庁）に対して行われました。
 2. 経済産業省としては、勧告に対する対応を踏まえ、製品安全対策における取組を強化する観点から、その取組内容について、2月1日に報道発表（注）を行っています。
- （注）<http://www.meti.go.jp/press/20110201001/20110201001.html>
3. これらの取組のうち、事業者に関わる部分について、本日（3月4日付け）で商務流通審議官から事業者団体等の代表者あてに、勧告への対応を含めた取組として、別紙のとおり、①重大製品事故及び非重大製品事故等の迅速な報告、②N I T Eが行う製品事故に係る原因究明への協力等について要請を行ったところです。
 4. 経済産業省としては、消費者庁とも連携して、勧告の趣旨を踏まえ、引き続き、製品安全対策に取り組んでいくこととしています。

＜別紙＞

1. 消費生活用製品等の事故報告について

(1) 重大製品事故について

製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消安法第35条に基づき、消費者庁消費者安全課に迅速かつ的確に報告すること。

(2) 非重大製品事故について

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれております。当省は、消費者庁に集まる重大製品事故情報と併せて、非重大製品事故情報を事故の未然防止のための重要な検討材料としています。

事業者におかれましては、非重大製品事故が発生したことを知った場合は、最寄りのN I T E本部又は支所へ速やかに報告すること。

なお、業務用の電気用品や調整器等の液化石油ガス器具等の事故については、同様に、N I T Eへ速やかに報告すること。

2. N I T Eが行う製品事故に係る原因究明への協力要請

重大製品事故及び非重大製品事故については、経済産業省の指示等に基づきN I T Eが製品事故の原因調査を実施していますが、事故を起こした製品の製造事業者又は輸入事業者は、自らがその責務として原因に関する調査を行う必要があります。今般の勧告の内容にもあるとおり、事業者が原因究明を終了しても、それが直ちにN I T E又は経済産業省に報告されていないことが総務省の調査によって指摘されています。

事業者におかれましては、自ら事故の原因究明を迅速に行いその結果を速やかにN I T Eに対し報告いただくとともに、その他N I T Eが求める関連資料の提供等N I T Eの事故原因調査に積極的に協力いただくこと。

3. 消費生活用製品等のリコール等情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用液化石油ガス器具で製品事故につながる可能性がある事象によりリコール等を実施する場合には、重大製品事故でないものについても、経済産業省製品安全課に前広にあらかじめ連絡いただくこと。